

平成 2 2 年第 6 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日（金）午前 9 時 5 7 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 財産の取得について
- 日程第 2 0 議案第 1 号 遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について（総務・文教
（付託案件） 常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 2 1 議案第 5 号 遠軽町郷土館条例の一部改正について（総務・文教常任委
（付託案件） 員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 2 2 議案第 6 号 遠軽町都市公園条例の一部改正について（経済常任委員会
（付託案件） 審査報告、会期中審査）
- 日程第 2 3 議案第 2 号 遠軽町公共下水道条例の制定について（経済常任委員会審
（付託案件） 査報告、会期中審査）
- 日程第 2 4 議案第 7 号 遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等につい
（付託案件） て（経済常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 2 5 議案第 3 号 遠軽町保育所条例の一部改正について（民生常任委員会審
（付託案件） 査報告、会期中審査）
- 日程第 2 6 議案第 4 号 遠軽町へき地保育所条例の一部改正について（民生常任委
（付託案件） 員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 2 7 議案第 1 0 号 町道路線の変更について（経済常任委員会審査報告、会期
（付託案件） 中審査）
- 日程第 2 8 議案第 1 1 号 町道路線の認定について（経済常任委員会審査報告、会期
（付託案件） 中審査）
- 日程第 2 9 意見案第 1 号 看護師などの大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介
護を求める意見書
- 日程第 3 0 意見案第 2 号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見
書
- 日程第 3 1 意見案第 3 号 公契約で働く人の「ディーセント・ワーク」を実現し、経
済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書
-

◎出席議員（18名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	磯貝勝幸君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
滞納対策室長	藤江敏博君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	岡村宏君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
保育課長	安江陽一郎君	農政林務課長	村本秀敏君
商工観光課長	大河原忠宏君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	会計管理者	松本妙子君
水道課参事	岸野博美君	生田原総合支所長	石川弘美君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
丸瀬布総合支所産業課長	山崎由也君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	総務課長	松橋行雄君
社会教育課長	中村哲男君	社会体育課長	工藤重雄君
図書館長	佐川哲史君	総務課参事	藤本陽一君
監査委員事務局長	吉田博之君	農業委員会事務局長	森田英俊君

《平成22年12月17日》

選挙管理委員会事務局長 吉田博之君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	伊藤雅彦君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

《平成22年12月17日》

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、山田議員、杉本議員を指名いたします。

◎日程の追加について

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第19 財産の取得について

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第14号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山崎丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（山崎由也君） 議案第14号の説明を申し上げます。

議案第14号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得を行いたく議会の議決を求めるものであります。

所在地は、紋別郡遠軽町丸瀬布新町377番ほか6筆であります。

地積は別紙のとおりであります。

次のページをお開き願います。

取得する土地の一覧であります。遠軽町丸瀬布新町377番から遠軽町丸瀬布新町383番まで7筆、地積は2万614.74平方メートルであります。

前にお戻りください。

取得金額は、2,903万3,964円であります。

所得目的は、公営住宅用地であります。

所有者は、紋別郡遠軽町丸瀬布元町4番地、北見木材株式会社、代表取締役社長、山村幹治であります。

なお、北見木材株式会社とは、平成22年12月14日に仮契約を締結しております。

以上、説明を終わらせていただきます。

申しわけありません。番地のところ全部番地と申しあげましたけれども、全部番であります。ただ、所有者のところにつきましては、元町4番地となります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第14号財産の取得についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第1号及び日程第21 議案第5号から日程第22 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について、日程第21 議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正について、日程第22 議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正について、以上、議案3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

平成22年第6回定例会において付託いたしました議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定について、議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正については、総務・文教常任委員会、議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正については経済常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋眞千子総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（高橋眞千子君） ー登壇ー

平成22年第6回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第1号及び議案第5号につきまして、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告いたします。

初めに、議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定についてを御報告いたします。

本条例の制定につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを設置するため必要な事項を定めるものです。

《平成22年12月17日》

本委員会といたしましては、委員会審査を平成22年12月14日に行い、全会一致をもって、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

なお、より多くの町民の方への周知や利用促進を図るためには、各種事業や町民無料開放期間を設けるなどして、積極的にPR等を実施していただきたいゆえの意見を添えたいと思います。

次に、議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正についてを御報告いたします。

本条例の一部改正につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターの設置に伴い、白滝郷土館及び遠軽町先史資料館を廃止するため、所要の文言を削除するなどの改正を行うものです。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成22年12月14日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、上程の順により行います。

これより、議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

杉本経済常任委員長。

○経済常任委員長（杉本信一君） ー登壇ー

平成22年第6回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

本条例の一部改正につきましては遠軽町先史資料館の廃止に伴い所要の文言を削るものです。

本委員会といたしまして、委員会審査を平成22年12月14日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

これより、議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成22年12月17日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。

採決は上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第1号遠軽町埋蔵文化財センター条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号遠軽町郷土館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第2号及び日程第24 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定について、日程第24 議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

平成22年第6回定例会において付託いたしました経済常任委員会からの審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

杉本経済常任委員長。

○経済常任委員長（杉本信一君） ー登壇ー

平成22年第6回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案第2号及び議案第7号について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

《平成22年12月17日》

初めに、議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、下水道法の規定に基づき公共下水道の管理及び使用に関する事項を定めるため、必要な事項を定めるものです。

本委員会としましては、委員会審査を平成22年12月14日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等についてを御報告いたします。

本条例の一部改正等につきましては、遠軽町公共下水道事業及び遠軽町簡易水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、関係条例を整理するため必要な事項を定めるものです。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成22年12月14日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は上程の順により行います。

これより、議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は上程の順により、各案件ごとに行います。

議案第2号遠軽町公共下水道条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号遠軽町水道事業の設置等に関する条例の一部改正等についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

《平成22年12月17日》

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第3号及び日程第26 議案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第25 議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正について、日程第26 議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

平成22年第6回定例会において付託いたしました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

山谷民生常任委員長。

○民生常任委員長(山谷敬二君) ー登壇ー

平成22年第6回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正について及び議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正について、審査の結果を御報告いたします。

議案第3号、議案第4号については、平成22年12月14日に民生常任委員会を開催し、審査を行った結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したところであります。

次に、審査経過について御報告いたします。

本条例の改正につきましては、国の保育所保育料基準額表の改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

本条例の主眼となっている第8階層を新設することは、高額所得者層に対する区分を新たに設けることとなります。

遠軽町の保育料については、合併以前は4町村とも保育料に違いがあったわけですが、合併後、国の保育所保育料基準額表に基づき、保育所条例の保育料については6割層と、へき地保育所条例の保育料については保育所条例の3歳以上の子供の5割相当を基準として、その都度審議し決定してきたところであります。

今回の改正については、これまでの経過を踏まえて、国の基準に準じ、原案のとおり可とすることに決定したところであります。

以上、本委員会に付託されました議案2件について、審査の結果及び経過を申し上げ、審査報告といたします。

○議長(前田篤秀君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、上程の順により行います。

これより、議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成22年12月17日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は上程の順により、各案件ごとに行います。

議案第3号遠軽町保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第10号から日程第28 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第27 議案第10号町道路線の変更について、日程第28 議案第11号町道路線の認定について、以上、議案2件は関連がありますので一括して議題といたします。

平成22年第6回定例会において付託いたしました経済常任委員会からの審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

杉本経済常任委員長。

○経済常任委員長（杉本信一君） ー登壇ー

平成22年第6回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案第10号及び議案第11号について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を御報告いたします。

初めに、議案第10号町道路線の変更についてを御報告いたします。

変更を行う路線は、南町3丁目6号通の1路線でありまして、開発行為による道路築造に伴い路線を変更するものであります。

《平成22年12月17日》

本委員会といたしましては、委員会審査を平成22年12月14日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第11号町道路線の認定についてを報告いたします。

認定を行う路線は、アップルタウン1号通及びアップルタウン2号通の2路線でありまして、開発行為による道路築造に伴い認定するものであります。

本委員会としては、委員会審査を平成22年12月14日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、上程の順により行います。

これより、議案第10号町道路線の変更についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号町道路線の認定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第10号町道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第29 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 意見案第1号看護師などの大幅増員と夜勤改善で安

全・安心の医療・介護を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

看護師などの大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきた。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や、医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっている。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師などの不足が深刻化している。

看護師など夜勤交代制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅にふやして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっている。医療・社会保障予算を先進国並にふやし、国民が安心して暮らしていける制度が求められている。

よって、政府においては、看護師などの大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るため、次の事項について実現するよう強く要望する。

記。

1、ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、医療、社会保障予算を先進国並みにふやし、医師・看護師・介護職員等を大幅にふやすこと。

3、国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日。

北海道遠軽町議会。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号看護師などの大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成22年12月17日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係省庁に送付いたします。

◎日程第30 意見案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第30 意見案第2号北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石田議員。

○1番(石田道行君) ー登壇ー

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書について、概要を申し上げて提案をいたしたいと思っております。

国は、今年6月に閣議決定をいたしました「新成長戦略」の中で、2020年までに食料自給率を50%に向上することや、温室効果ガスを25%削減すること、訪日外国人を2,500万人とすることなどを目標に掲げたものでございます。

これらの目標達成に向けては、我が国の自給食料の22.3%を生産し、全国の森林面積の約4分の1を保有するほか、多様なエネルギー資源や自然環境に恵まれている北海道の役割は極めて大きいばかりでなく、生物多様性の観点からも、北海道の計画的な開発を継続することが望まれているものでございます。

国は、平成13年1月の省庁再編により北海道開発庁を廃止し、北海道総合開発の企画・立案・推進の機能を国土交通省北海道局に引き継ぐこととしたところでございます。

しかしながら、今年8月に公表された平成23年度国土交通省組織要求において、国際局の新設が要求されたことから、国家行政組織法に基づく局の総数規定により、北海道局の廃止・統合が危惧されているところでございます。

北海道局は、北海道開発を一元的に担当する局として、国が進める関連施策の企画立案や総合調整を、各省各庁と対等な立場で行う機能を有しており、全国一律の観点で政策を所管する国土交通省他局とは性格を異にしているものでございます。

さらに、北海道局が北方領土隣接地域の振興政策の企画立案・推進を所掌しているところでございまして、ロシア大統領の北方領土訪問により、ロシアによる北方領土の不法な占拠を既成事実化しようとしている状況下において、北海道局を廃止・統合することは今後の北方領土交渉に重大な影響を及ぼすものでございます。

よって、国においては、食料自給率向上や温室効果ガス削減、生物多様性の維持に加え、北方領土隣接地域の振興やアイヌ政策の拡充における北海道の役割や位置づけを踏まえ、次の事項について実現するよう強く要望するものでございます。

1、北海道開発を総合的かつ着実に推進するため、北海道開発の枠組みを堅持し、北海

《平成22年12月17日》

道局を存続すること。

2、平成20年7月に閣議決定された地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画を着実に推進することを提出するものでございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎日程第31 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第31 意見案第3号公契約で働く人の「ディーセント・ワーク」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

浅水副議長。

○17番（浅水輝彦君） ー登壇ー

公契約で働く人のディーセント・ワークを実現し、経済成長につなげる公契約基本法の制定を求める意見書について、読み上げて提案をいたします。

昨今、行政改革・規制緩和の進展により、主に公的支出の削減を目的として、国や地方公共団体が建物や物品の調達のみならず、保育事業・ビルメンテナンス事業・医療事務などを民間企業に委託する動きが広がっている。

公共業務の効率的な遂行は、その財源が税金であることを踏まえればもとより極めて重要である。しかし、ともすると民間企業の過当競争・過度の低価格契約により、公契約（国または地方公共団体が契約の主体となって発注や契約をするもの）の下で働く人たちの労働条件の悪化、非正規雇用化、教育訓練不足、さらには雇用の喪失などをもたらしているのが現状である。

平成22年6月18日に政府が閣議決定した「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」では、雇用の安定・質の向上と生活不安の払拭が、内需主導型経済成長の基盤であり、雇用の質の向上が、企業の競争力強化・成長へとつながり、その果実の適正な分配が

《平成22年12月17日》

国内消費の拡大、次の経済成長へつながると述べ、そのために、ディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）の実現に向けて取り組むとされているが、現在の公契約をめぐる状況はディーセント・ワーク実現とは大きく矛盾するものである。

こうした公契約をめぐる状況を放置すれば、公契約の下で働く人たちの労働条件の悪化などがサービスの質や市場価格の低下につながり、それがデフレの長期化や税収減少を招き、さらなる公共支出の削減圧力へつながるという負の悪循環に陥ることが強く懸念される。

よって、国においては、こうした負の悪循環を断ち切るため、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とすることなどを内容とする公契約基本法を速やかに制定し、もってディーセント・ワークの実現と経済成長につなげていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日。

北海道遠軽町議会。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号公契約で働く人のディーセント・ワークを実現し、経済成長につなげる公契約基本法の制定を求める意見書について採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成22年第6回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

《平成22年12月17日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 山 田 和 夫

署 名 議 員 松 本 信 一

《平成22年12月17日》